

徳島市都市計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市都市計画審議会条例（昭和44年徳島市条例第58号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、徳島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会長は審議会の会議（以下「会議」という。）を招集する場合には、あらかじめ審議事項、開催の日時及び場所を定めて開催日の3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員である委員は、やむを得ない事情がある場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は議長が宣告する。

2 会議の時間は午前10時から午後5時までとする。

3 議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第25条ただし書各号に掲げる場合は、会長は公開の可否について、審議会に諮って決定するものとする。

2 会議の公開に関し必要な事項は、徳島市都市計画審議会公開細則に定める。

(議案の宣告)

第7条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(議案の説明等)

第8条 議長は必要があると認めるときは、幹事に議案の朗読をさせ、又は関係職員に説明を求めることができる。

(発言)

第9条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(質疑、討論及び表決)

第10条 議長は、議題についての質疑及び討論が終わったときにおいて、表決を採ろうとするときは、その議題を宣告するものとする。

2 表決の方法は、挙手及び起立の2種とし、いずれの方法を用いるかは議長が定める。

3 議長は、表決の結果を宣告する。

(会議録)

第11条 議長は、幹事に会議録を作成させ、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載させるものとする。

2 会議録には、議長が会議のはじめに指名した2人の委員が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、条例第6条に規定する書面による審議があったときは、審議会の幹事に当該審議に係る委員の意見を付した報告書を作成させるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。